

独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院附属介護老人保健施設のご案内

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

ア 施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院附属介護老人保健施設
イ 開設年月日	平成26年4月1日
ウ 所在地	札幌市豊平区中の島1条8丁目3番18号
エ 電話番号	011-813-2222
オ FAX番号	011-813-3833
カ 管理者名(施設長)	古家 乾(フルヤ ケン)
キ 事業所番号	介護老人保健施設(第0150580017号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションや訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院附属介護老人保健施設の運営方針〕

- ア 明るく家庭的な雰囲気の中、入所者等の心身の特性に応じた看護・介護ケア及び機能訓練などのサービスを適切に提供するように努めます。
- イ 地域と家庭との連携を重視した運営を心がけ、利用者が家庭への復帰を目指し、生きがいをもって療養生活を送ることができるように努めます。

(3) 施設の職員体制

※()は病院兼務内数とする

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	3 (3)			健康管理及び医療の適切な処置
・看護職員	11	2	1	保健衛生並びに看護業務
・薬剤師	1 (1)			薬品管理業務
・介護職員	31	10	4	日常生活全般にわたる介護業務
・支援相談員	3			利用者・家族等の相談業務
・理学・作業療法士	6	1		リハビリテーション業務
・言語聴覚士	1 (1)			
・管理栄養士	1			利用者の栄養管理指導業務
・介護支援専門員		1		施設サービス計画作成業務
・事務職員	3 (1)	1		庶務・会計及び介護サービス費の請求等業務
・その他		4		運転業務等

(4) 入所定員等

- ・ 定員 100名（短期入所療養介護を含む）
- ・ 療養室 （個室） 20室 （2人室） 4室 （4人室） 18室

(5) 通所定員

- ・ 定員 60名

2 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント計画の立案等栄養状態の管理

(3) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護計画の立案

(4) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案

(5) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画の立案

(6) 食事

ア 朝食 7時30分～ 8時30分（和食と洋食のどちらかを選択できます）

イ 昼食 12時00分～13時00分

ウ 夕食 18時00分～19時00分

(7) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(8) 医学的管理・看護

(9) 介護（退所時の支援も行います）

(10) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(11) 相談援助サービス

(12) 理美容サービス（外部委託）

(13) クリーニングサービス（外部委託）

(14) 行政手続代行

(15) その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

【協力医療機関】

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院

住所 札幌市豊平区中の島1条8丁目3番18号

【協力歯科医療機関】

名称 Dental Office さくら

住所 札幌市南区澄川4条3丁目4番25号

※ 緊急の場合には、記入いただいた緊急時の連絡先に連絡いたします。

4 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 面会は、午前8時30分から午後8時までです
- (2) 消灯時間は、午後9時です
- (3) 外出・外泊を希望される場合は、届け出が必要です
- (4) 日常の飲酒、喫煙は禁止です
- (5) 火気の持ち込みは禁止です
- (6) 設備、備品は大切に利用してください
- (7) 所持品、備品等の持ち込みは、身の回りのもの以外は禁止です
- (8) 金銭、貴重品は、紛失防止のため、持ち込みは控えてください
- (9) 施設外での受診は、施設医師の許可と紹介状が必要です（希望される方はご相談ください）
- (10) 過度な宗教活動等、他の方に迷惑がかかる行動は控えてください
- (11) ペットの持ち込みは禁止です

5 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災報知機
- (2) 防災訓練 年2回

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りいたします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係構築のためにもご協力をお願い致します。

7 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話：011-813-2222

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、各階に備え付けられた「ご意見箱」に投函し申し出ることができます。

また、当施設以外に最寄りの市区町村役場、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1 札幌市役所 介護保険課 | 電話011-211-2972 |
| 2 豊平区役所 保健福祉課 | 電話011-822-2400 |
| 3 北海道国民健康保険団体連合 苦情処理担当 | 電話011-231-5175 |

附則

この重要事項説明書は、平成28年10月1日より施行する。

平成31年 3月1日に改定し、施行する。

令和 1年11月1日に改定し、施行する。

令和 4年11月1日に改定し、施行する。